

4

# 地域包括ケアシステム

## 地域包括ケアシステム

- 高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援が目的
- 可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるような包括的な支援・サービス提供体制の構築を目指す

平成25年3月  
地域包括ケア研究会報告書より



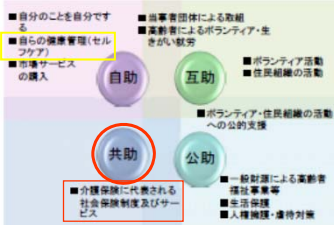
### 地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」



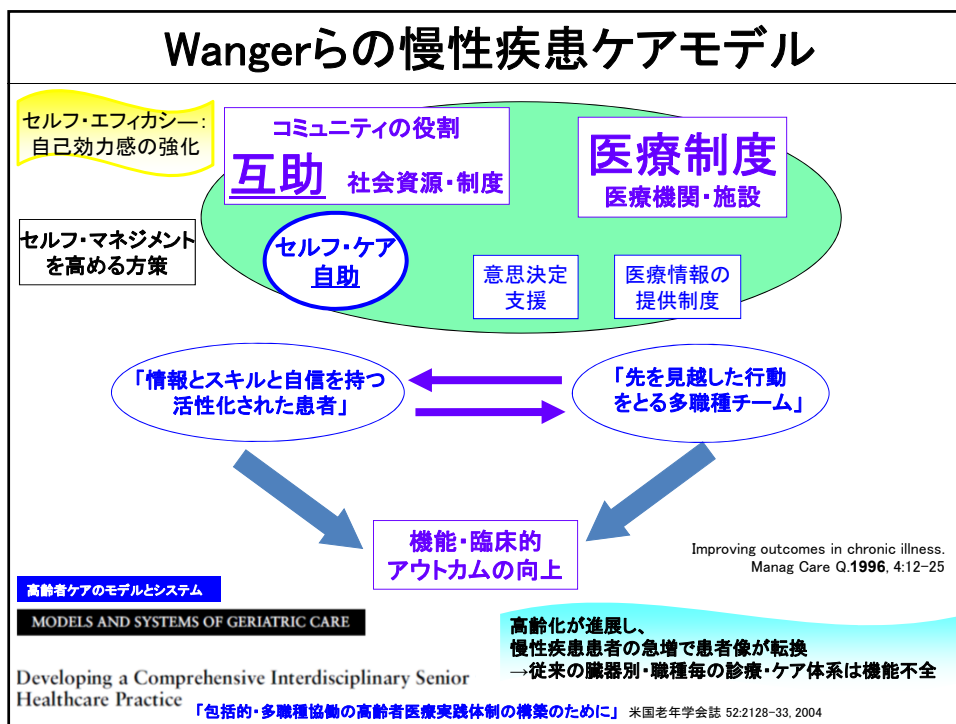
- 【医療・介護・予防】  
「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」が専門職によって提供  
ケアマネジメントに基づき、必要に応じて生活支援と一体的に提供
- 【生活支援・福祉サービス】  
心身の能力の低下、経済的理由、家族関係の変化などでも尊厳ある生活が継続  
食事の準備などから、近隣住民の声かけや見守りなどのインフォーマルな支援まで  
担い手も多様で、生活困窮者などには、福祉サービス
- 【すまいるすまいる方】  
生活の基盤として必要な住まいが整備  
本人の希望と経済力にかなった住まい方が確保  
高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた住環境
- 【本人・家族の選択と心構え】  
単身・高齢者のみ世帯が主流に  
在宅生活を選択することの意味を、本人家族が理解し、心構えを持つ

### 「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

#### セルフ・エフィカシー：自己効力感



- 【費用負担による区分】  
「自助」には「自分のことを自分でする」と、市場サービスの購入も含む  
「互助」は相互に支え合っているという意味で、自発的なもの  
「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間(被保険者)の負担  
「公助」は税による公の負担
- 【時代や地域による違い】  
高齢者のひとり暮らしや高齢者のみ世帯がより一層増加  
「自助」「互助」の概念や求められる範囲、役割が新しい形に  
都市部では、民間サービス市場が大きく「自助」によるサービス購入が可能  
都市部以外の地域は、「互助」の役割が大  
少子高齢化や財政状況から、「自助」「互助」の果たす役割が大



5

## 地域ケア会議

## 地域ケア会議について

**地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。**

具体的には、地域包括支援センター等が主催し、

- 医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。
- 個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化する。
- 共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげる。

地域包括支援センターでの開催  
(高齢者の個別課題の解決)

★2 ○多職種の協働による個別ケース（困難事例等）の支援を通じた

①地域支援ネットワークの構築

②高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援

★3 ③地域課題の把握などを行う。

＜主な構成員＞  
自治体職員、包括職員、ケアマネジャー、介護事業者、民生委員、OT、PT、ST、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士その他必要に応じて参加  
※直接サービス提供に当たらない専門職種も参加

★4 地域課題の把握

地域づくり・資源開発

政策形成  
介護保険事業計画等への位置づけなど

★5 市町村での開催  
(地域課題を解決するための社会基盤の整備)

★地域ケア会議  
5つの機能


地域包括ケアシステム実現  
→安心・安全  
HrQOL向上

厚生労働省ホームページ：福祉・介護「地域包括ケアシステム 3. 地域ケア会議について」より  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/chihiki-houkatsu/di/link3-1.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/chihiki-houkatsu/di/link3-1.pdf)


## 人生の最終段階のケアと地域ケア会議

**その人らしく生きるを支える**

～多職種協働と連携が拓く在宅医療・ケアの未来～



- 多職種協働・連携によるチーム医療・ケア
- “食”を支えるチーム医療・ケア
- 地域ケア(個別→推進)会議の紹介
- 行政に期待されるコーディネート機能




国立長寿医療研究センター在宅連携医療部ホームページ  
[http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaikusei/2013/video\\_kyozai1022.html](http://www.ncgg.go.jp/zaitaku1/jinzaikusei/2013/video_kyozai1022.html)よりダウンロード可能



### 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備

- 新たな基金の創設と医療・介護の連携強化(地域介護施設整備促進法等関係)**
  - ①都道府県の事業計画(病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進等)のため、消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
  - ②医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定
- 地域における効率的かつ効果的な医療提供体制の確保(医療法関係)**
  - ①医療機関が都道府県知事に病床の医療機能(高度急性期、急性期、回復期、慢性期)等を報告
  - ②医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け
- 地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化(介護保険法関係)**
  - ①在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、全国一律の予防給付(訪問介護・通所介護)を地域支援事業に移行・多様化
  - ②特別養護老人ホームは在宅困難な中重度の要介護者(要介護3)
  - ③低所得者の保険料軽減を拡充
  - ④年金収入280万円以上の利用者の自己負担を2割へ引上げ(月額上限あり)
  - ⑤低所得施設利用者の食費・居住費補填の要件に資産などを追加

新基金

医療・介護総合確保促進法  
(旧)地域介護施設整備促進法

病床機能報告制度

2018年  
市町村の  
在宅医療連携拠点  
義務化  
(介護保険財源)  
医師会は  
ゲートキーパー

社会保障・税一体化改革  
社会保障制度改革国民会議  
～2013.8

地域における医療・介護(サービス)の総合的(一体的)な確保を図るための改革  
2014.1～社会保障制度改革推進本部

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/186-06.pdf>

### 2025年を見据えた第6期介護保険事業計画の位置づけ

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる 地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項を、実情に応じて選択して位置づけるなど、段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取組をスタート

地域における医療・介護の総合的(一体的)な確保

2018年 市町村の在宅医療連携拠点義務化

2018年 医療計画が6年の策定サイクルに一体的強い整合性

○ 第6期計画以後の計画は、2025年に向け「地域包括ケア計画」として、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくべきではないか。

○ 2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視野に立った施策の展開を求めることとしてはどうか。

○ また、地域包括ケアシステムを構成する各要素に関する取組について、新たに実施する事業も含め、地域の将来を見据えたより具体的な記載を求めることとしてはどうか。

平成25年度 在宅医療・介護連携推進事業研修会 資料 厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進官岡島さおり先生「地域包括ケアシステムの構築に向けて」より  
国立長寿医療研究センターホームページ: [http://www.ncgg.go.jp/zaizaku/pdf/jinzaiikusei/2013/kog2\\_1022\\_0kajima.pdf](http://www.ncgg.go.jp/zaizaku/pdf/jinzaiikusei/2013/kog2_1022_0kajima.pdf)

